

第1章 計画策定について

1 計画策定の趣旨

国は第3期教育振興基本計画を閣議決定し、人生100年時代や超スマート社会（Society5.0）の到来に向け、第2期教育振興基本計画において掲げた「自立」、「協働」、「創造」の3つの方向性を実現するための生涯学習社会の構築を目指すという理念を引き継ぎつつ、2030年以降の社会の変化を見据えた教育施策の在り方を示しました。

鹿児島県教育委員会は、平成26年に「教育振興基本計画」に第1期計画における取組の成果と課題を踏まえ、中長期的展望に立って引き続き本県の実情に応じた教育行政を推進するため、第2期計画を策定しました。

本県では、平成30年3月に「かごしま未来創造ビジョン」を作成し、教育も含めた、おおむね10年後を見据えた中長期的な観点から、鹿児島を目指す姿や施策展開の基本方向などを示しています。

県教育委員会では、国の第3期計画を参酌し、県の第2期計画の取り組みの成果や「かごしま未来創造ビジョン」を踏まえ、平成31年2月に第3期教育振興基本計画を策定しました。

瀬戸内町教育委員会では、「教育・文化の町」を宣言し、学校・家庭・地域が教育における役割を明確にし、関係機関とも密接な関係を保ち、郷土の教育的な伝統・文化、風土を生かした教育の一層の充実振興を図っています。具体的には、「未来に生きる確かな学力」「生きる喜びを育む生涯学習」「郷土の心を伝える文化活動」の3つを力点とし、学校教育、社会教育・生涯スポーツ、文化財保護と芸術文化振興の各分野の諸施策を推進しています。

瀬戸内町教育委員会では、国の第3期計画、県の第3期計画、「かごしま未来創造ビジョン」を参酌し、「瀬戸内町教育振興基本計画」を策定します。

2 計画の基本的な考え方

この計画は、教育基本法第17条第2項に定める、本町の実情に応じた教育振興の施策に関する基本的な計画として、国の第3期教育振興基本計画及び県教育振興基本計画、かごしま未来創造ビジョンを参酌し、令和3年以降の10年後を見据えた本町教育の目指す姿を示すとともに、その実現に向けて、令和4年度からの5年間に取り組む具体的な施策を体系化して示します。

計画の対象とする分野は、学校教育、社会教育、スポーツなどの教育委員会所管事項に関すること、文化・芸術に関すること、地域連携などです。

教育振興基本計画の位置づけ

位置づけ

【教育基本法】

(教育振興計画基本計画)

第17条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、全項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

イメージ図

【瀬戸内町】

